

Title	郵便料の引上
Author(s)	神戸, 正雄
Citation	経済論叢 (1933), 36(4): 650-665
Issue Date	1933-04-01
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/130304">https://doi.org/10.14989/130304</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第

卷六十三第

行發日一月四年八和昭

## 論叢

爲替心理說評價 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

マルクスに於ける平均利潤率 . . . . . 文學博士 高田保馬

ヘーゲル史觀の實踐的構造 . . . . . 經濟學博士 石川興二

## 時論

郵便料の引上 . . . . . 法學博士 神戸正雄

## 研究

貨幣流通論 . . . . . 經濟學士 柴田敬

貨幣と物價との相關々係に就て . . . . . 經濟學士 中谷實

株式取引所の機能的本質 . . . . . 經濟學士 今西庄次郎

## 說苑

農産物生産費計算に於ける自家労働の評價 . . . . . 經濟學士 八木芳之助

漁業組合に於ける出資制度 . . . . . 經濟學士 蛭川虎三

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 時論

## 郵便料の引上

神戸正雄

## 緒言

我國では目下、財政難の赤字時代とあつて、政府當局に於て、有力なる新財源の探求に忙しい。退いて消極的に經費の緊縮を圖るのも亦た一方法たるを失はぬが、此には際限があり、所詮は、積極的にも財源を見付けなければなるまい。かかるものとして、今日は公債が専ら依られて居るが、其は本來、一時的應急的のものであつて、恒久性をもつた經費の爲めの積極的財源は何としても主としては租税に待つのが常道であり、之を具體的にいへば、從來過輕の嫌ありたる有産者税、即ち所得税、資本利子税、相續税の増徴に目をつけ、其から公平なる修正を計りつつ増收を擧ぐるのが最適當だとせられるが、併し其から得らるる増收額の左まで大なるを得ないといふことがあり、増收の大を求むる見地からいふと、租税の中にも、却つて消費税に就いて之を求めるのが實際的だといふことになる。其は特に、專賣制の擴張か、賣上税の新設かに依るの外なく、

落着く先きは其邊ではなからうかと思ふが、此れだと負擔公平の理想からしては餘り感心したものではなく、特に理屈上の缺點よりも、新しきものの設定に伴ふ支障が少からず、其に決意するのには、よほどの勇氣を要することであらう。茲に類似の財源であつて、而かも新設のものでなく、既存の収入の増率からして稍々纏まりたる增收の期待し得らるるものに、郵便料金の引上がある。此は是迄にも屢々問題とされたが、何時も、文化及經濟の發達を阻止するものとして、下層大衆に過大負擔を負はす反社會的のものとして反對せられて、沙汰止みとなり來つて居るけれども、今日のやうに巨大なる赤字補填が緊切となるときには、其しきの苦情も忍ばれるかも知れないし、特に上にいふやうに今日、類似の苦情を伴ふべき賣上税の新設までが問題とならざるを得ざるに於て、郵便料の引上の爲めに生ずる苦情ぐらゐるは辛棒しなければならぬとも考へられる。で郵便料の引上といふことも、今日の非常時には大に問題となるの可能性がある。仍つて、茲に私は之についての意見を述べて、當局の參考資料を提供しやうと思ふ。

## 第一段 郵便料の本質

郵便料の引上の可否を議するについては、先以て、郵便料其ものの本質を明かにしてかからなければならぬ。そして、此の郵便料の本質如何、此が價格か、手數料か、租税か<sup>1)</sup>を論ずるに當りては、先づ以て我國の現在の郵便事業が國家獨占となり且つ有料制度を採つて居るのを前提とし

1) Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 260.

てかからなければならぬ。今、我國について郵便料を論ずる以上は勿論、此制度の下に於ける其を前提とするけれども、併し郵便は國により時代によりて性質が異り<sup>2)</sup>、必ずしも此が國家の獨占となると限らず、又國家の獨占下にても必ずしも有料制としなければならぬのでないのである。かかる非國家獨占制時代、非有料制時代のことは當面の問題としては論外として措くことを得るけれども、現在制度の下に於ける郵便料の性質を明かにするに於ても、參考となるものが、多いから、今茲に、此等のものをも一應説明して置かうと思ふ。

(一) 郵便の官私並行經營制及無料制

(A) 官私並行經營制下の料金——今日は、多くの國にて或は殆んど凡べての國にて、郵便の國家獨占經營が行はるる<sup>3)</sup>。そして其が全體上、選ぶべきことは殆んど説明を要せぬ。ただ此が嘗て民間をして自由に行はしめたこともあり、そして私人にも許しつつ、政府自ら之と相並んで經營することも出来る。其場合に政府が取る所の郵便料金は、今日の政府獨占制下の其とは性質を異にし、單に、自由市場に於ける純、競争價格<sup>4)</sup>であり、其經營に伴ふて餘剰が出たならば、其はつまり、政府事業の營業利得<sup>5)</sup>に外ならぬ。併し今日のやうに政府獨占となると、其料金は之を必ずしも單なる價格とのみいひ切れないし、特に最早、競争價格とはいへない。

(B) 國家獨占及無料制度——

(い) 其理由——郵便は之を國の獨占經營とするとしても、之から収益を擧ぐることを得れば、

2) Jéze, cours élémentaire (1931). p. 321.

3) Jensen, Public finance. p. 143. Bastable, Public finance. 3. ed. p. 208. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 318. Moll, Lehrbuch. S. 239.

4) Lotz, a. a. O. S. 258.

5) Lotz, ebenda,

全く公益的のものとして、<sup>6)</sup>即ち無料として、純經費原則によつて經營することも出来る。

(1) 其は此郵便に於ける文化的使命の重要性を認め、又はむしろ此が文化及福祉に於ける重要<sup>8)</sup>を認めて、特に其の國民一般に對する利益を重要視して、各人が其から受くる各箇的特別利益の如きは問題とならぬとするならば、之を全く公益的のものとして、一の公共的給付<sup>10)</sup>として、無料の使用に任かせ、之が費用は之を一般的なる財政方便、即ち結局主としては租税から交付することが出来る。<sup>11)</sup>恰かも今日、道路橋梁につき其建設及維持の費用を大體、一般的方便から出して、各箇の使用から使用料をとらぬと同じやうにするのである。

(2) そしてかくの如くに、郵便を無料とするならば、人々の社交生活上、文化發展上、經濟産業上、意思の交換が自由となりて、生活は大に愉快となり、文化は進み經濟も益々繁榮し、郵便の効果が發揮さるるのは勿論のこと、特に直接間接に經濟の發達を促すことによりて、租税等の國家収入が自然増大し、且つ各人が租税等を負擔するについての態度も、今日の有料郵便時代よりは、一層自發的となつて、其收納を好成績ならしめることにならう。

(3) また今日國費の大部分が軍事費につかはれて居るから、郵便を有料とする外なき財政事情下にあるけれども、將來、此軍事費の不用となり、又は極小額にて濟むやうな理想時代ともなれば、郵便事業費のやうな文化及福祉に重大意義ある費用は譯もなく、一般的方便から支辨せられて、料金を不要としやう。此は固より前途遼遠だが、何時來ぬとはいへないであらう。

6) Jèze, l. c. p. 321.

7) Moll, a. a. O. s. 242. Tyszka, a. a. O. S. 318. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. s. 186.

8) Schwaighofer, Post. (Hwb. d. Stw. 4 Aufl. 6. Bd.) S. 956.

9) Englis, Fw. s. 77.

10) Marco, Fw. S. 58.

11) Schwaighofer, a. a. O. S. 930.

## (ろ) 其反對論據

## (1) 前記理由の否定

(a) 右は無料論の主張であるが、併し其のいふ如く、之を無料とすることによりて、租税等の増収に及ぼす効果が、果して能く之から料金を取る場合の収入を補ふに足るほどのものとなり得るやには疑ありて、恐らくはむしろ之を充たすには不満足であらう。

(b) 又、郵便料金を取らずして郵便費を一般税によりて支辨するとして、其税法が公平ならば宜しいけれども、今日の税制のやうに、消費税といふやうな民衆税が過高なる時代には、其税による分配が、郵便料金を取り、即ち郵便利用の度に應じて之を取り、結局、資本家大商工業者が無産者中小業者よりも一層多く利用し、随つて一層多く擔ふのに比して、一層公平となり得るやにも疑がある。

(c) 特に軍事費の不用による財源の餘裕の如きは、今日の情勢からいふと、先づ望み薄のことであつて、殆んど問題にならない。

## (2) 積極的反对論據

(a) 更に之を無料とし得ない理由は何處にあるかといふと、若も之を無料とするならば、人々が之を濫用するの恐が大にあり、<sup>12)</sup>特に、之を無料とすれば郵便物は恐らくは非常なる増加ともなり、其の爲めの費用が郵便給付の價値（此中には少からず無益有害なる郵便物の爲めの給付をも含む）より

12) Englis, a. a. O. S. 81. Schwaighofer, a. a. O. S. 956.

も以上のものになる<sup>13)</sup>といふ心配がある。つまり社會全體上、無駄な事をするといふことになる。随ふて少くとも茲に濫用防止の爲めに、小額ながらも若干の料金を取つたが良いといふことになる。尤も此は國民一般の教育程度、随つて道義標準さへ高ければ、國民の自制心が強く、郵便が無料だからといふて、そんなには又は全く濫用することなしといふこともあらう。併し今日我國などにていふと、未だ其處に進むのは前途遼遠である。

(b) 其よりもつと根本的な反對論據は、抑も又郵便なるものの性質が(イ)之を利用する各人の間について、其から受くる特別利益を分別し得る<sup>14)</sup>からであつて、かかる分別し得るものに對しては、一般税によりて連帶的に利用度の大小を問はず負擔を課し、箇々の利用者を無償にて利用せしめては却つて不公平だといふことになる。(ロ)尙又、其の各個の分別性なるものが、人事上及特に營業上の實益であるに於て、之を利用する者に割當てるのが一層公平に合すともいへる。此點からしては教育や裁判に比しても、此に一層多く、各個の實益を伴ふといふことが出来る。教育や裁判に於てよりもより多く、各箇的報酬を取るのを至當とするやうになる。<sup>16)</sup>だからして現代にては、郵便につき公益主義、無償主義はむしろ排斥すべきものとしなければならぬ。<sup>17)</sup>

(二) 國家獨占及有料制——で、今日は郵便につき國家獨占而かも有料制を採るのが通例で、又其の許さるべきことは論なしとして、さて此料金を低く定めることも出来れば高く定めることも出来る。即ち、

13) Engländer, Oeffentliche Unternehmungen. (Hdb. d. Fw. I.) S. 379.  
14) Cohn, Fw. S. 107.  
15) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. s. 108.  
16) Eheberg, ebenda. 107—108.  
17) Engländer, a. a. O. S. 379.



(A) 費用以内、即ち経費を償ふに足る度の料金を取ることも出来る。<sup>18)</sup>——此にも細別すれば二つあつて、一は、北米合衆國のやうに、眞に費用の一部にて甘んずるのであり、<sup>19)</sup>他は佛國の近頃のやうに其経費を充たすだけといふのである。<sup>20)</sup>何れにしても此場合の料金は價格とはいひ得ぬ。手數料といふべきである。

(い) 特に其の経費の一部のみにて甘んずる場合——には、其料金は明かに手數料であり純手數料である。此場合に郵便事業は文化的使命を有つたものとして、或は一の公共的給付として、或は公益上重大なる國務として其費用は之を主として租稅等、一般的方便にて支辨するけれども、其れのみとはせず、之が利用者の各個なる特別分別利益をも認めて、其利用の都度、一部費用を報償として取ることになり、但し此際、之が公益的重要性にも考へて、餘剰を生ずるほどに取つてはならぬといふ要求<sup>21)</sup>もあつて、餘剰を擧ぐるほどでなく、むしろ出来るだけ低きに從ふて定め、特に最低度に定めるといふことも出来る。<sup>22)</sup>かくして全費用を取らず、其一部のみにて甘んずる場合には、明かに之が料金は手數料であり、かかるものを價格といふても、其は普通の意味には合はぬ。

(ろ) 全費用を償ふ度に定める場合——然るに前にいふた大方針からして、郵便に公益性を認め且つ各個の利益の關係をも認めて郵便料金を定めるとしても、其の公益性の重さを認める度合によりては、或はむしろ其各個利益を認める度合によりては、或は相對的に他の手數料との振合

18) Moll, a. a. O. s. 181. 241.

19) Moll, a. a. O. S. 249. Schwaighofer, a. a. O. S. 956. Seligman, Staatshaushalt und Steuersystem d. V. S. von A. (Hdb. d. Fw. III) S. 421.

20) Allix, Traité élémentaire. 6 éd. p. 441.

21) Schwaighofer, a. a. O. S. 956.

22) Bela Földes, a. a. O. S. 186.

から郵便料を定めるとしても自然、裁判や教育に比しては此が割高となり、勢ひ経費の全額に近づく傾がある。そして一旦、或標準によりて経費よりは以下、併し其全額に近い、大きなもの定まつたとして、其後、事情の推移に伴ひ、又は經濟界の發展に伴ひ、或は經營上の改良を行ふた結果、嘗ては其料金収入が、費用の一部而かも一大部。例之十分八とか十分九とかであつたのが、今は十分十となり、又は之に殆んど近きものとなることがある。或は十分十以上とまでなることもあり、或は時としては逆に十分七とか十分六とかに下り、一般的方便からしての補給を増大しなければならぬやうにもなり得る。此が料金収入にて費用を充たし得ぬ場合は前に説いたから今暫らく之を措き、其料金にて全費用又は其以上をも擧ぐる場合について見るのに、元來、手數料の最高標準は収益又は餘剩であつてはならぬのだから、換言すれば手數料の最高限は全き經費で、<sup>24)</sup>手數料は費用を充たすだけに<sup>25)</sup>足り、むしろ其以下たるべく、<sup>26)</sup>又之を通例ともする(手數料としては)のだから、費用を超過したる部分は實は一の税<sup>28)</sup>であり、我國の通俗にも郵税といふのである。其の税の性質は更に、或は此が一の郵便を出すといふ支出に課するからして消費税又は之に近きものともいへるし、<sup>29)</sup>或は通信交通といふ一の價值移轉に課するからして交通税ともいへる。<sup>30)</sup>兎も角、此郵便勤務に關聯して人民の給付能力を認めて之を捕捉し其に公共的犠牲を出さしめんとするものに外ならぬ。<sup>31)</sup>そして夫の料金中、費用超過部が當然に、かかる税であるのみでなく、精密にいふと、郵便に於ける特別利益を認めても、其に更に公益的重要をも相當に高く認め、此

23) Englis, a. a. O. S. 77.  
 24) Bela Földes, a. a. O. S. 193.  
 25) Engländer, a. a. O. S. 379.  
 26) Bela Földes, a. a. O. S. 189.  
 27) Bela Földes, a. a. O. S. 192.  
 28) Bastable, l. c. p. 209. 575, Marco, a. a. O. S. 47.

事務を以て一の公共的勤務とするならば、之が手数料としては其費用の一部にて甘んずるのが至當であり、既に全費用を取るならば、此には手数料と税との混成を認めるより外ない。即ち茲に手数料といふ名義の下に、潜みたる税もが存すといふべく、そしてかかる手数料に附帶して税を取るの見方によりては不當だともいはれ得る。<sup>23)</sup>或は、

(B) 經費の全額以上、而かも時としては遙かに經費全額を越ゆる餘剰を擧ぐることを得る。<sup>29)</sup>—そして此が實は多くの國の實際なのである。<sup>34)</sup>例之。日本も然りだが、英、<sup>35)</sup>獨、<sup>36)</sup>露なども然りである。そして此場合には料金は最早、手数料でなく、一の獨占價格、<sup>38)</sup>特に公的獨占價格といふべきものである。即ち此にては、政府が公益的重要性を認めて其公共的必要からして、此事業の民間自由營業を認めず、又其民間獨占をも認めずして之を自らの獨占營業となす。然し又、之を人民をして自由に利用せしめず、其利用者の各人の受くる特別利益にも可なり重きを置きて、相當の料金を取り、而かも之が高さを獨占價格のつもりで定めることになつて居るのである。恰かも煙草專賣に於ける代金と似よつたものになるが、此とも多少異るといふのは、煙草專賣に於ける價格は、主としては、政府收入を擧げ、之に附帶して何程か、公益目的(保健、風教)を圖る所の財政獨占の價格だのに、郵便の方は本來、收入を計るといふよりは、むしろ主としては公益(借書秘密維持、郵便網の普及)の爲めの獨占だといふにある。<sup>39)</sup>併し之に附帶して餘剰を生じ收入目的にも合することになつたのであり、<sup>40)</sup>初めには無意識的に財政上の餘剰を生じたのが、後には有意識的にも

29) Marco, a. a. O. S. 48.

30) Ebeberg, a. a. O. S. 118. Schwaighofer, a. a. O. S. 956.

31) Cohn, a. a. O. S. 120

32) Schwaighofer, a. a. O. S. 956.

33) Moll, a. a. O. S. 241.

34) Tyszka, a. a. O. S. 318.

之を生じやうとすることになつたのである。そして此の如くにして費用を充たす以上にも其料金を取るといふ事は、假令此が一般公益にも關するとはいへ、之が利用者に人事上並に特に營業上に與ふる利益が相當大いといふことに重きを置くならば辯護し得ることである。詳しくいふと、特に國民中の一部、特に産業關係者が他部の者に比して一層多く之を利用して營利を行ふにも拘らず、之を文化的のものだとして無償とするには及ばず、むしろ相當に大な餘剰を生ずるほどの大な料金をも取るのが至當だといふことになる。<sup>35)</sup>特に齊しく産業者中にも、大企業者が小營業者よりも一層多く利用するに於て、一層然りとする。そして若も之を遠慮して居るならば、其費用は貧民税(今日の消費税)にて之を充たすといふ不合理に歸する。<sup>36)</sup>尤も之に對して商工業者に郵便料を負はしめたとしても、其負擔は彼等からして容易に買手に轉嫁せられて、彼等自らの負擔に歸せぬであらうともいふが、併し此可能性はありとしても、其の必成を期することは出来ぬ。そして斯やうにして郵便料金からして餘剰をも生ずるほどになるときは、郵便は最早、手数料時代のやうに公行政とはいふべからず、一の企業となる。<sup>37)</sup>それでも國家の企業だからして、収益ばかり計らず、公益をも併せ計ることは勿論であり、又は趣旨としてはむしろ公益に一層重きを置かなければならぬ。勿論、其料金はかかる餘剰時代には、單なる公共的の手續料でなく、併し一の價格、一の公獨占的價格であつて、其は公共的性質のみでなく、私經濟的性質をも有つたものといふことになる。<sup>38)</sup>或は公私混性的のものといふが正しい。勿論、此が純私經濟的のものではなく、

35) Terhalle, Fw. S. 87.  
 36) Moll, a. a. O. S. 249. Terhalle, a. a. O. S. 106.  
 37) Moll, a. a. O. S. 249.  
 38) Lotz, a. a. O. S. 260.  
 39) Tyszka, a. a. O. S. 318.  
 40) Tyszka, a. a. O. S. 313.

公經濟的意義をも有つた特殊のものである。そして又、此が單に一の價格といふのでなく、裏面からいふと、此價格中、費用を超へた部分は税である、潜みたる税であるとしなければならぬ。即ち其價格中、費用部は手數料で、<sup>49)</sup>其以上が税だといふを得る。或は精密にいふと前にもいふたやうに、全費用中にも既に税と手數料とが混在するとすれば、全き料金中に就きて、費用の一部(例之、十分八)のみが手數料であり、費用の他部(十分二)と費用超過部とが税だといふことになる。そしてかくの如く手數料と税とを併せたるものを指すのに、「手數料税」といふ名稱が用ゐられることがある。或は見方を變へて、此場合の獨占價格中につき、自由競争に依つたならば定まるべき價格を超へたる部分のみが税だともいふことを得る。<sup>51)</sup>此見解を採れば獨占價格たる料金中、費用(全き)と普通利潤とを加へたる價格を超へたる部分が潜みたる税といふことになり、此料金中には價格(普通)と税とが含まるといへる。即ち。此料金は表からいふと、一の公獨占價格であるが、裏からいふと、 $(A+B)+C$ か、 $(A+B)+D$ かであるといふことになる。<sup>52)</sup>

## 第二段 郵便料引上の可否

郵便料の本質右の如くだとすると、此引上の可否といふ事はつまり現に之に潜在して居る所の税、全く其の郵税の引上の可否といふことになるのである。併し

(一) 料金引上と増収——此郵便料金を引上ぐることが必ずしも増収を伴ふとは限らぬのである。

41) Eheberg, a. a. O. S. 108.

42) Moll, a. a. O. S. 242. Schwaighofer, a. a. O. S. 956,

43) Englis, a. a. O. S. 74.

44) Schwaighofer, a. a. O. S. 956,

45) Schwaighofer, ebenda.

46) Englis, a. a. O. S. 78,

之が高さが或一定の限度を超へたる後は、之を引上ぐるが爲めに、却つて郵便交通の利用を減少して、其減收を生ずることもあり得るからである。或は料金を引下げた爲めに、利用の増大となり、而かも其の割合に費用を増さずして純収入を増大することもなり得る。けれども料金の引上りが左して利用の減少を伴はず、却つて純收の増大をも持來たすこともあり得るのであり、之を我國について見て、今日の郵便料の基本率たる内國封書の三錢、端書の一錢五厘を幾分引上げたとしても、左したる利用の減少を生ずることなく、或度までは增收を齎らすと想像される。英國の封書一ペンニー半(我が六錢あまり)、端書一ペンニー(四錢あまり)、獨逸の十プフェンニヒ(我五錢)、五プフェンニヒ(我二錢五厘)なるに考へても、まだ、我國郵便料引上の餘地がありさうに思はれる。

(二) 料金引上の利害——さて此郵便料金引上の可否如何となると、此には利弊相央ばし、輕卒に斷定することは出来ないけれども、其利弊は凡そ次の如きもので、其の孰れに重きを置くかによりに可否が定まるであらう。

### (A) 其利益

(い) 事務上——今日の我國の郵便料は高いといへば高いけれども、安いといへば此れほど安いものはない。同一市内でも一錢五厘にて使を出す代りと爲し得る。まして千島の端から臺灣の先きまで一錢五厘にて音信を爲し得るとは此れほど安いものはないといへる。併し恰かも其の爲めに、人が無意識の中に之を濫用しつつある傾はなきか。今、之が料金を引上げたとしたならば、

47) Jéze, l. c. p. 320. 327. Englis, a. a. O. S. 78.  
48) Bela Földes, a. a. O. S, 193.  
49) Lotz, a. a. O. S. 260.  
50) Bela Földes, a. a. O. S. 193.  
51) Jéze, l. c. p. 323.  
52) Lotz, a. a. O. S. 260.

幾分なりとも人々の之が濫用につきての反省を促がして、事務を簡捷ならしむることともならう。  
(ろ) 經濟上——前にいふやうに料金の引上が濫用防止に役立つとすれば、郵便處務が簡捷となるのは上にいふ通りであり、之が利用者の爲めには出費の節約となり、更らに彼をして郵便利用上の能率を發揮する工夫を爲さしむることともならう。其等は凡べて全體上、經濟的に有益なる結果を齎らす。

(は) 租税給付能力捕捉上——郵便事業は文化的經濟的に重大なる使命を有つた公務でもあるが、他方、各箇特別利益を圖るものでもあり、そして大體に於て富者が貧者よりも一層多く之を利用し、能力の大なる大商工業者が盛んに之を利用し、裕福者の贅澤なる手紙出にも使はれるといふこともあつて、前にもいふやうに料金の一部が租税の意味にて取られて居るのも無理からぬものがあり、今、財源難に苦しみ、租税能力を漏れなく求めつつあるの時に際しては、かかるものにも之を求めるのは左まで不當ではない。直接税に財源を求めたほどに公正ではないが、或度までは能力に應じた課税の一方法としては認め得る。また、若も此料金を引上げなかつたとすれば、自ら一般税、随つて民衆の頭に重くかかるやうな消費税を重課しなくてはならぬやうにもなるであらうが、此料金を引上げれば之を不要とし、其負擔を輕易ならしめることを得る。普通の消費税と郵税と何れか一層公平かといふことになる、むしろ郵税の方がまだといふ風にも見られる。

53) Moll, a. a. O. S. 243. Schwaighofer a. a. O. S. 957.  
54) Eheberg, a. a. O. S. 108.  
55) Moll, a. a. O. S. 242. Englis, a. a. O. S. 74.  
56) Jensen, l. c. p. 143.  
57) Terhalle, a. a. O. S. 90.

(に) 社會政策上——前にいふた郵税が貧者よりも富者に一層多く使はれるといふことからいふと、之が料金の引上は、普通の消費税の引上に比しては、社會政策上にも選ぶべきものであり、更らに之が引上によりて得られたる餘裕を以て、従業員の待遇の改善にあてることが得るならば、其れだけにても社會政策上、望ましき事である。

(ほ) 財政收入及課税技術上——郵便料の引上といふことは、之を一の課税の引上として見るときに、其は技術上、洵に容易であり、而かも能く增收の目的に合致する。そして郵便事業を一の官企業として見ても、其財政收入政策といふことは、時としては最重大事項<sup>58)</sup>であり、他を犠牲にしても、之が爲めに圖らなければならぬものに屬する。そして又、將來、我國にても爲替下落やインフレーションによりて貨幣價值が大に下るやうになるならば、此事業の餘剩増大の爲めどころではなく、經費補填の爲めにも郵便料の引上は必然的とならう。

(B) 其弊害——此料金引上には前にいふやうな利益はあるけれども、併し反面に幾多の弊害もある次のやうなものである。

(い) 文化上——郵便は文化産物の普及を助けて一國文化の進歩の爲め大事なものであるのに之が料金の引上は其普及進展を或度まで阻止するを免れぬ。

(ろ) 經濟上——郵便はまた今日の産業經濟界に取りては必要缺くべからざるの補助手段であるのに之が料金引上は、結局、其の生産費營業費を増加し、必要な郵便の利用を抑制<sup>59)</sup>しなくては

58) Jensen, l. c. p. 139.

59) Moll, a. a. O. s. 245.



はならぬやうにもなり、其發達に少からざる支障となるを免れない。假令、爲めに根本的の大支障とはならぬとしても。

(は) 財政收入上——前にいふやうに郵便料金の引上が經濟産業の發達を抑制するの結果は、自ら多少、租税等、國家歳入の減退を來たすを免れない。<sup>60)</sup>其の程度が幸にして小さいものであれば差支ないが此が大いと、郵便料金の引上による增收と差引して得る所少しといふこと<sup>61)</sup>になるかも知れない。

(に) 租税給付能力の捕捉上——郵便料金の一部は租税だといふことは前にもいふ如しとして、其も租税としては交通税、乃至、消費税といふべく、消費税としてはむしろ大衆消費課税に屬する。<sup>62)</sup>成程、貧富平等に郵便を使用するのではない。富者が一層多く利用して貧乏人が之を利用するのは少い、ではあらうが、併し又、金持だからといふて、其給付能力に應じて一層多く之を利用するとは限らず、其利用度が所得、財産、又は能力の大小に應ずるとはいへず、結局、矢張り、全體上は富者が其能力に比しては貧者よりも割合に軽く負ふことを免れない。勿論、前にもいふやうに富者が貧者よりも大體一層多く使ふといふことはあつて、其れだけにて消費税、特に生活必需品税に比して、又、嗜好品税に比しても、まさるものはあるが、尙ほ、能力に應ずるに於て遺憾なるものが残るとはしななければならぬ。

(ほ) 社會政策上

60) Moll, a. a. S. 245. Bastable, l. c. p. 210.

61) Moll, a. a. O. S. 245.

62) Terhalle, a. a. O. S. 90.

(1) 貧者の生活壓迫——前に能力見地からいふた缺點は、社會政策上にも、非社會的<sup>63)</sup>だと  
して、貧者生活の壓迫として、齊しく缺點とされなければならぬ。併し此郵便が貧者の生活にと  
りての重さは實は大したものではなく、米鹽などのやうに日々消費して其生活費中に重要な地  
位を占めるものとは異り、機會的に又輕小なる度にて現はるるに過ぎないから、そんなに強く心  
配するほどのものではない。

(2) 物價騰貴の助長——前に經濟上の弊害として掲げたる生産費營業費の増加といふこと  
は、やがて一般物價の騰貴を促し<sup>64)</sup>、其はまた下層階級の生活を苦しめることになる。其は一部は  
給料の引上によりて埋合さるることとなるの可能性もあるし、又其の伴はざるだけにても、其の  
度合は大したものではあるまいし、他方、其が營業者に於ける能率増進を促がすことにもなつて  
物價騰貴を阻止するといふ事もあるから、左まで心配するには及はないであらう。

## 結 論

以上要之、郵便料には種々の定め方があるけれども、今日の我國の其は、一の公的獨占價格で  
あり、そして反面からいふと、其一部は手数料又は普通價格であつて、殘部は租税である。之が  
引上は即ち此に於ける租税部の引上に外ならず、そして其には、種々なる弊害を伴ふけれども、  
併し又、事務上、經濟上、社會政策上、能力捕捉上、財政收入上、課税技術上等から見ても相當に  
有利なる點も見出されるから、今日、國庫が財源難を訴へ、一のまとまりたる収入を求めやうと  
いふならば、之を此料金の引上に求めるのも一案たるを失はぬと思ふ。

63) Terhalle, a. a. O. S. 90.  
64) Schwaighofer, a. a. O. S. 964.